

大野市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書

大野市長 様

このたび、大野市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の交付申請をするに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 大野市地方就職学生支援金交付要綱に関する報告及び立入調査について、福井県及び大野市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、大野市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
  - (3) 転入日（申請時に既に大野市に住民票がある場合は移住日）又は要件を満たす企業への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に大野市から転出した場合：全額
  - (4) （在学中に交通費を申請する場合）申請から1年以内に、要件を満たす企業への就業を行わなかった場合：全額
  - (5) （在学中に交通費を申請する場合）申請から1年以内に大野市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に大野市に住民票がある場合を除く）：全額
  - (6) 支援金の要件を満たす就業先を、就業開始日から1年以内に辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
  - (7) 転入日（申請時に既に大野市に住民票がある場合は移住日）又は要件を満たす企業への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に大野市から転出した場合：半額
- 3 支援金の申請日から5年以内に大野市から転出する場合、その他支援金の支給要件を満たす資格を喪失した場合は速やかにその旨を報告します。
- 4 暴力団等の反社会的勢力とは関係がないことを誓います。

年 月 日

住所

氏名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。